



- ◆加算支援金を基礎支援金と同時に申請されない場合は、被災者生活再建支援金給付申請書も再度提出してください。
- ◆住宅の再建方法が決まっていない場合などは2回に分けて申請できます。
(例) 1回目は基礎支援金のみ、2回目に加算支援金を申請などです。